

# APRE オークション利用規約

【運営会社】株式会社アプレ

## APRE オークション利用規約

### 第1条（規約の適用）

1. 株式会社アプレ（以下、「当社」）は、この APRE オークション利用規約（以下、「本規約」）に定めるところにより、APRE オークションを開催します。本規約は APRE オークションの円滑な運営を目的に必要な手続きを定めるものであり、当社と会員との間における APRE オークションの利用に関する全ての契約（以下「会員契約」）に適用されます。
2. 当社は、入会希望者が APRE オークションの会員申込を行った時点で、本規約および出品委託者様への申し合わせ事項、入札者様への申し合わせ事項の内容に同意したものとみなします。

### 第2条（規約の変更）

1. 当社は、予告なく本規約を変更することがあります。本規約の変更を行う場合は会員に対して通知を行います。ただし、本規約の変更が会員に対して重大な不利益になると当社が判断した場合、一定の期間において変更後の規約内容を会員に通知することにより、本規約を変更するものとします。
2. 最新の規約については当社のホームページに掲載するものとし、掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。
3. ホームページに掲載されている本規約と規約変更に伴う通知の内容に矛盾または抵触する内容がある場合、通知事項が新しい規約として優先して適用されるものとします。

### 第3条（通知または連絡）

1. 当社から会員への通知は、特段の定めのない限り、電子メール、書面、APRE オークションのホームページへの掲載など、当社が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の通知を APRE オークションのホームページへの掲載により行う場合、当該通知はホームページへの掲載がなされた時点から効力が生じるものとします。
3. 本条第1項の通知を電子メールまたは書面で行う場合は、会員の届出たメールアドレスまたは住所に対して行うものとし、発信から1営業日を経過した時点をもって当該通知がなされたものとみなします。

### 第4条（名称及び運営事務局）

オークションの名称を「APRE オークション」（以下、本オークション）とします。オークションの運営は、当社が行い、オークション運営事務局（以下、当事務局）を当社内に設置します。

### 第5条（取扱品目）

本オークションは、宝石・貴金属・時計・ブランドバッグ・皮革製品類を扱うものとします。

### 第6条（本オークションの運営）

1. 本オークションは、会員以外の方が利用することはできません。会員と契約関係にある委託先などであっても同様とします。

2. 落札した商品に見た目で判別できない隠れた瑕疵があった場合、落札者は本オークション開催日の翌日から2週間以内に当社に対しその旨を申し出るものとします。ただし、落札者が当該瑕疵について知っていた場合、又は瑕疵があっても契約の目的を達成しうる場合はこの限りではありません。なお、当該期間を過ぎた申出はお受けすることができません。
3. 落札後に当社が不正な商品（コピー商品、類似商品、盗品、遺失物、他人の所有物、その他違法な商品など、社会通念に照らして当社が不正な商品と判断したものをいいます。）と判断した場合、当社及び落札者は当該商品に対する取引を解除できるものとします。ただし、法令等に定めがある場合を除き、その期間は当該商品の落札日から3か月以内とします。
4. 本条第2項又は第3項に定める事項について当社が販売委託者から販売を委託された商品（以下、「販売受託商品」）において発見された場合、当該事項に対する責任は販売委託者が負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。なお、当該事項を原因としてその商品に関する落札者と当社との売買契約が解除された場合、当該商品に関する販売委託者と当社との販売委託契約も解除され、当社は販売委託者及び落札者に対し、受領済みの手数料を返金するものとします。
5. 当社の出品した販売受託商品について、落札者から当社に対し本条第2項に定める事項である旨の申出が同項に定める期間内にあった場合、当社に申出が到達した時点で販売委託者に対し同項の申し出があったものとし、当社は委託した販売委託者に対し、当該申出があった旨を通知するものとします。なお、当社が販売委託から販売を委託された商品について、落札者から当社に対し本条第3項に定める事項である旨の申出があった場合、当社は速やかに販売委託者に対し通知するものとします。
6. 前項前段に定めた当社からの通知後、瑕疵の対応については、販売委託商品については当社が売主となりますが、販売委託者と落札者との間で直接行っていただく場合があります。
7. 落札した商品に際し、鑑定機関やメーカーへの確認のため、やむをえず2週間以上の期間を要する場合は、オークション開催日の翌日から2週間以内に当社へ交渉期間延長の旨を申し出るものとし、交渉期間が延長された場合は本来の交渉期間よりさらに30日間の延長ができるものとします。なお、当社が出品者から販売を委託されている商品について、本項前段に定める期間内に期間が延長する旨の申出があった場合、当社に申出が到達した時点で販売委託者に対し本項前段の申出があったものとし、当社は委託した販売委託者に対し、当該申出があった旨を通知するものとします。
8. 当社は本オークションの円滑な運営を維持できないと判断する場合、当該運営を停止、又は中止する場合があります。
9. 前項の停止又は中止により、会員が損害を被った場合であっても、当社は責任を負いません。
10. 本条第8項の停止又は中止の事由が解消、治癒された場合でも、当社は本オークションを再開する義務を負いません。

#### 第7条（開催場所等）

本オークションの開催は原則インターネット上での開催とします。本規約の規定の日時等で開催することができない場合、事前に通知した上で別途の日時等で開催するものとします。

#### 第8条（開催日、入札時間及び開催方法）

1. 開催日(入札最終日及び交渉日)は、毎月11日と25日の月2回の定期開催とします。
2. 入札最終日を除き入札時間は、原則、0時00分より24時00分までとします。入札最終日は商品ごとに入札終了時間の設定を行います。但し、進行状況等により延長することもあります。オークションは競争入札方式とし、1番高額の金額の入札を行った入札者を商品の落札者とします。
3. 11日大会は7日から10日、25日大会は21日から24日を商品の下見会及び入札日とし、開催日を入札日及び交渉日として、会員が商品に対し入札注文を行い、開催日翌日に開札を行い落札者を決定します。但し、開催できない場合は、変更開催日を定め事前にその旨を会員に通知いたします。

#### 第9条(会員登録)

1. 本オークションの利用には、あらかじめ会員登録をする必要があります。
2. 会員登録は、入会希望者が当社所定の申込方法により申込み、当社がこれを承諾することにより完了します。また会員登録の完了をもって会員契約が成立するものとします。
3. 当社は、会員登録の申請者に以下の事由があると判断した場合、会員登録の申込みを承諾しないことがあります。なお、承諾しなかった場合の理由に関しては一切の開示義務を負わないものとします。
  - ① 会員登録の申請に際して不正な事項を届け出た場合
  - ② 会員登録の申請内容に不備があった場合
  - ③ 本規約に違反したことがある者からの申請である場合
  - ④ 未成年者など、単独で有効に契約を締結することに障害がある場合
  - ⑤ 反社会的勢力や国連制裁国などに所属する者からの申請である場合
  - ⑥ その他、当社が適当でないと判断した場合
4. 会員情報の届出後、変更が生じたときは、会員は当社に対して、変更後直ちに当該変更内容について届け出るものとします。
5. 身分証明書等の情報に変更が生じたときは、会員は当社に対して、変更後直ちに当該変更内容を届け出るものとし、会員は届出と併せて当該証明書の写しを当社に差し入れるものとします。
6. 本条の届出等を怠ったことにより生じた会員の損害及びトラブルについて、当社は一切責任を負いません。
7. 当社は、会員から取得した会員情報を当オークションの提供のために必要な範囲で委託先に提供する場合があります。

#### 第10条(会員の責任)

1. 会員は、自己の責任において本オークションを利用するものとし、本オークションの利用により自己又は第三者に生じた損害に関して、自ら責任を負うことについて同意するものとします。
2. 会員は、当社がオークションに参加をする会員に付与し端末等で利用するID、パスワード等のオークション参加に要する情報(以下、「認証情報」)を第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理(パスワードの適宜変更を含む。)するものとします。
3. 認証情報の管理不備、使用上の過誤、第三者の使用などにより会員及びその他の者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 第三者が会員の認証情報を用いて本オークションを利用した場合、当該行為は、会員自身による利用

とみなされるものとし、会員はかかる利用に対する利用料金の支払い、その他の一切の債務を負担するものとし、また、当該行為により当社が損害を被った場合、会員は当該損害を補填するものとし、

5. 会員の本オークションの利用に対するセキュリティーを確保するため、当社は、緊急の場合を含みいかなる場合であっても、電話等による認証情報の確認又は再発行の請求には応じないものとし、紛失などにより認証情報の確認又は再発行が必要な場合、会員は、当社が別途定める方法によりこれを請求するものとし、

#### 第 11 条（入会金・年会費）

入会金と年会費は無料とします。

#### 第 12 条（参加費）

会員はオークション参加費として以下に定める金額を主催者に支払うものとし、

1 開催につき 3,000 円（消費税込）

オークション参加費は、販売委託者・落札者ともに 1 開催において 1 点以上取引が成立した時のみの請求とします。

#### 第 13 条（手数料）

本オークションは、商品の販売委託および落札に対し、販売委託者および落札者から一定の手数料をいただきます。

手数料額については本規約とは別に定めるものとし、

#### 第 14 条（会場利用等）

1. 下見等の会場利用には、当事務局の許可を必要とします。
2. 会員以外のご利用はできません。
3. 下見にご入場の際は、受付で入場登録を済ませ、必ず本オークション指定の名札を着用してください。

#### 第 15 条（オークションにおける物品の管理）

事前に品物を当事務局に委託した場合を除き、品物は落札されるまで販売委託商品については販売委託者の自己責任で管理し、落札品は本オークションより引き渡し後は落札者の自己責任で管理するものとし、万が一、紛失、破損等があった場合、本オークションに重大な過失がない限り、所有者がその責任を負うものとし、

#### 第 16 条（会員による解約）

1. 会員はいつでも将来に向かって会員契約を解除することができるものとし、
2. 前項の解約を行う場合会員は当社が定める方法に従い当社に対して解約の通知を行うものとし、

#### 第 17 条（当社による解約）

1. 当社は、解約日の30日前までに会員に通知することにより、いつでも会員契約を解約することができますものとしします。
2. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、会員への事前の通知もしくは催告を要することなく、会員契約を解約できるものとしします。
3. 本条により会員契約が解約された場合、会員は異議申し立てができないものとしします。
  - ① 威圧的な要求行為を行うものや、法的な責任を超えた不当な要求行為をするもの
  - ② 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行うもの
  - ③ 偽計又は威力を用いて当オークション担当者の業務を妨害する行為を行うもの
  - ④ 本オークションへの参加において違法な行為を行うもの
  - ⑤ 本規約及びこれに基づく本オークションの運営上のルールに従わないもの
  - ⑥ 本規約及びこれに基づく本オークションの運営上のルールに基づく事務局の指示に従わないもの
  - ⑦ その他前各号に準ずる行為を行うもの
  - ⑧ 当社の出品商材を本オークションによらず、販売委託会員、落札会員双方の談合によって取引するもの。
  - ⑨ オークションのサイト及びIDを利用する権利を譲渡または貸与する行為を行うもの。
  - ⑩ 会員等で下記の①から⑨に該当するもの（①暴力団②暴力団構成員③暴力団準構成員④暴力団関係企業もしくは関係者⑤総会屋⑥社会運動標榜ゴロ⑦特殊知能暴力集団⑧役員、実質経営者が反社会的勢力であるもの及び反社会的勢力であったもの⑨その他前各号に準ずるもの（以下これらを【反社会的勢力】という））
  - ⑪ 会員等で下記の①から⑨に該当するもの（①暴力団②暴力団構成員③暴力団準構成員④暴力団関係企業もしくは関係者⑤総会屋⑥社会運動標榜ゴロ⑦特殊知能暴力集団⑧役員、実質経営者が反社会的勢力であるもの及び反社会的勢力であったもの⑨その他前各号に準ずるもの（以下これらを【反社会的勢力】という））
  - ⑫ 会員等で、自己、自社、もしくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているもの
  - ⑬ 会員等で、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、もしくは関与しているもの
  - ⑭ 会員等で、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているもの
  - ⑮ 会員等で、反社会的勢力と社会的に避難されるべき関係を有しているもの

また、会員等は上記の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来に渡り該当しないことを確約しなければなりません。確約に虚偽のある場合は、強制退会の対象となります。

#### 第18条（参加規約の適用制限について）

本規約の規定が本オークションの取引に適用される関連法令に反するとされる場合、当該規定は、その限りにおいて、当該お客様との契約には適用されないものとしします。

ただし、この場合でも、本規約のほかの規定の効力には影響しないものとしします。

#### 第19条（禁止事項）

会員は、次の行為をしてはなりません。

- ① 会員以外の者を、オークションに参加させること。
- ② 不正品及びその疑いのある商材を出品すること。
- ③ 盗難品・遺失物などの疑いのある商材を出品すること。
- ④ その他、本オークションの定める諸規約、諸規定及び参加基本契約において定める条項に違反すること。

#### 第 20 条（検品及び検品目的）

当社の行う検品行為とは、当社の販売基準および当社への販売委託制限に抵触しない商材が出品されていること及び販売委託者の申告内容を前提として、公正かつ的確に客観的な立場で評価点を付することを目的としたもので、販売委託商品の検品の結果については当社は責任を負わないものとし販売委託商品の内容については販売委託者の保証責任によるものとします。また、評価点への疑義も原則として受け付けないものとします。

- ① 実際の検品は、内装・外装・機能についてそれぞれ評価を行い、それらを総合的に評価したものが総合評価になります。
- ② 評価点相応と判断した瑕疵については記載を省略する場合があります。
- ③ 記載を省略した評価点相応の瑕疵については、免責事項となる場合があります。
- ④ Cランク、ジャンク品の商材については原則、クレーム対象外といたします。

#### 第 21 条（クレーム発生時の協力）

会員は、クレームが発生場合には、建設的かつ円満解決に協力し、当社が調停した場合はその結果を遵守するものとします。

また、他の会員や主催者への迷惑をかけるような行為、又は会員としてふさわしくない行動（業界常識）を逸脱した要求やクレーム解決の妨げとなる遅延行為等）は決して行わず、本オークションに協力するものとします。

#### 第 22 条（留意事項）

1. オークションにて流通される商材は、新品として生産された品物が様々な使用環境を経て再流通されるため、全ての商材がそのまま再販出来る状態ではないことを前提とし判断することを基本とします。
2. オークションにて流通される商材は、未使用品若しくは中古品であるため、その商材の品質状態については会員個々の価値観や「販売側」「落札側」と置かれる立場によっても見解の相違が発生することがあり得ることを了承するものとします。
3. 商品情報に記載が無い事項のクレームに関しては、全てがクレームの対象とならないことを了承するものとします。
4. 商品情報に記載が無い事項のクレーム対処については、製造年、評価点、商材固有の特性（臭いを含む）といった商材情報の内容を考慮し、出品・落札の立場が替わった場合にも同等な解決になるようオークションの健全化を前提に対応することを条件とします。

5. 本オークションを利用して当社へ販売委託登録された商品については委託者と当社との間で販売委託契約が成立し、本規約および第 26 条に規定するその他の規約に従って販売委託されたものとみなします。
6. 当社は、会員に対する当オークションの開催に関して必要となる業務の全部又は一部を、第三者に委託することがあります。  
前項の場合、当社は当該委託先を適切に管理するとともに、当該委託先に対し、本規約に定める当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

#### 第 23 条（内外装のクレーム対応について）

落札者からのクレーム内容が、出品商材明細と比べて明らかに相違があると当社が認めた場合のみとします。

原則、減額（値引き）対応となりますが、商材状態が商品リストと比べ、著しく差異があると当社が認めた場合は、契約解除（キャンセル）対応となる場合もあります。

#### 第 24 条（当日契約の解除）

会員は、以下に定めるキャンセルペナルティ、並びに成約手数料・落札手数料を支払うことにより、オークション開催当日受付時間内に契約解除を申し出た場合に限り、売買契約を解除することができます。なお、当日契約の解除については当社が落札者又は出品委託者より解除の申し出を電話にてこれを受理し相手方に通知します。万一、相手方が不在等により連絡がつかない場合、当社からその旨を FAX 又は電子メールにより通知し、契約の解除とします。

落札者の都合により契約解除を申し出た場合

落札商材価格の 10% + 手数料（落札金額の 2% + 消費税）

販売委託者の都合により販売委託契約解除を申し出た場合

落札商材価格の 20% + 手数料（落札金額の 3% + 消費税）

#### 第 25 条（特別開催オークションに伴う手数料）

イベントオークション等の特別開催に伴う特別料金については、別途会員に通知しその料金を適用する場合があります。

#### 第 26 条（その他特約）

次の規約は本規約の特約に該当します。本規約と特約に矛盾または抵触する定めがある場合、特約が本規約に優先して適用されるものとします。

- ・参加者様同意事項

#### 第 27 条（秘密情報の取り扱い）

1. 当社及び会員は、当オークション遂行のため相手方より提供を受けた技術上、営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面又はメールで指定した情報で、提供の際



に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます）を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- ① 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
  - ② 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
  - ③ 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
  - ④ 会員契約などに違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
  - ⑤ 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
2. 前項の定めにかかわらず、当社及び会員は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。
  3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
  4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方から提供を受けた秘密情報を当オークション遂行の目的の範囲内でのみ使用し、当オークション遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料など（以下本条において「資料など」といいます）を複製又は改変（以下、本項においてあわせて「複製など」といいます）することができるものとします。この場合、会員及び当社は、当該複製などされた秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、当オークション遂行上必要な範囲を超える複製などが必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。
  5. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料など（本条第4項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含みます）を相手方に返還し、又は廃棄するものとします。

#### 第28条（免責）

1. 当社は、会員間及び会員と第三者との間で生じた紛争などに関して、一切の責任を負わないものとします。
2. 当社は会員に対し、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の種別を問わず、原則として損害賠償責任を負いません。ただし、当社に故意又は重過失があることを会員が立証した場合にはこの限りではありません。
3. 当社は、天災（地震・台風・雹害・水害等）、暴動、その他当社の責めによらない不測の事故によって生じる一切の損害を免責されるものとします。
4. 当社は、本オークションに出品する商品等の品質、安全性又は適法性について一切保証しません。また、商品等の説明内容の信頼性もしくはその精度、販売委託者が当社に委託する商品等を実際に販売又は提供できるかどうか、又は落札者が落札した商品等の代金の支払能力があるか否かに関しても一切保証しません。
5. 当社は、取引の商品に関し、販売委託者又は落札者の当社との契約関係に関する情報を開示する義務を負いません。

#### 第29条（損害賠償の制限）

1. 会員契約において当社が会員に負う損害賠償責任の範囲は、直接の原因により会員に現に発生した通常の損害に限るものとし、予見又はその可能性の有無にかかわらず特別事情による損害については責任を負わないものとします。
2. 当オークションの利用において生じる会員に対する損害賠償額の上限は、会員が当社に既に支払った、参加費及び落札手数料又は販売委託手数料の合計額を上限とします。

#### 第30条（契約上の地位の処分禁止など）

1. 会員は、会員契約に基づく会員の地位及び会員契約によって生じる権利について、これを第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供することはできないものとします。
2. 相続又は法人の合併などにより会員の地位が承継された場合、当該地位を承継した会員は、速やかに書面によりその旨を当社に通知するものとします。ただし、会員が死亡した場合、当社は会員契約を解約する場合があります。

#### 第31条（準拠法、裁判管轄）

本オークションの規約の成立、効力発生、解釈にあたっては日本法を準拠法とします。

また、本オークションのサービスに起因または関連して当社と参加者との間で生じた紛争については東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第32条（分離条項）

本規約に定めのない事項及び定められた項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議の上、解決することとします。なお、本規約のいずれかの部分が無効である場合でも、本規約全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な定めを無効な部分と置き換えるものとします。

#### 附則

本規約は、2021年6月1日に制定し、2021年6月7日より効力を有するものとします。